

新型コロナウイルス感染症にかかる 安平町商業事業者等支援金について（再周知）

1. 概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う自粛等により消費活動が停滞し、影響を受けている事業者に対して、経営への不安解消と経営継続を目的として追加支援を行います。

2. 対象事業者

(1)飲食店

令和3年における北海道の緊急事態措置協力支援金を受給している事業者は対象外

(2)宿泊業

旅館業法に基づく宿泊施設

(3)理髪店および美容院

(4)小売業

店舗（敷地内含む）にてお客と対面で商品を販売している事業者に限る

(5)交通事業者

道路運送法第3条第1号ハに該当する事業者

(6)治療院

はり・きゅう・あんまの施術所および医療類似行為者の資格を有している事業者

(7)酒卸売業

町内飲食店に酒を卸している事業者

3. 支給要件

(1)令和3年10月1日現在、町内に事業所等があり、営業を行っている事業者

(2)営業等事業所得の申告を行っている商業事業者（見込みを含む）

(3)令和3年における北海道の緊急事態措置協力支援金を受給していないこと（併給不可）

4. 支給額

上記2の対象事業者に対し、一律10万円を支給

5. 申請手続き

- ・ 申請書類 町ホームページからダウンロードしてください。また、税務住民課（総合庁舎）、商工観光課（総合支所）、商工会早来本所・追分支所でも配布しています。
- ・ 申請先 ①商工会員の方 安平町商工会
②商工会員以外の方 税務住民課住民生活グループ（総合庁舎）
商工観光課商工観光労働グループ（総合支所）
- ・ 受付時間 8時30分から17時15分まで（平日のみ）
- ・ 申請方法 郵送または持参
- ・ 申請書類 ①申請書（町の申請様式）
②営業実態や業種が確認できる書類（直近の申告書の写し等）
③誓約書（町の様式）
④通帳の写し
⑤本人確認書類（免許証等）
- ・ 申請期限 令和4年1月31日(月)

問合せ 商工観光課商工観光労働グループ ☎ 7083